

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害に係る災害救助法の適用について（更新）

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者さまへ

この度の災害により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

当社では、災害救助法が適用された地域でご契約をいただいているご契約者の皆さまを対象に以下の特別措置を講じて対応いたします。

1. 「保険料払込猶予期間の延長」

お申し出をいただいた場合、一定の払込猶予期間を設ける措置を実施いたします。

2. 「継続契約の締結手続きの猶予期間の延長」

お申し出をいただいた場合、一定の継続契約の締結手続きの猶予期間を設ける措置を実施いたします。

本措置を希望されるご契約者の皆さまは、当社カスタマーセンターまでお申し出ください。

<カスタマーセンター>

電 話：0120-202-025（受付時間：平日 10:00～18:00）

メール：customer@pfirst-grace.co.jp

【適用地域と法の適用日】

◆内閣府（防災担当）公示日

（第 1 報）2026 年 9 月 21 日

（第 2 報）2026 年 9 月 30 日

災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

千葉県：15 市 8 町 1 村、東京都：1 町、

神奈川県：2 市（台風第 25 号で被災し、第 26 号により被害拡大の可能性が増大し、適用されたもの）

災害救助法適用市町村		法適用日 （公示日）	備考
都道府県名	市町村名		
千葉県	銚子市（ちょうしし）	9 月 20 日 (9 月 21 日)	災害救助法施行令 第 1 条第 1 項第 4 号適用
	木更津市（きさらづし）		
	野田市（のだし）		
	成田市（なりたし）		
	旭市（あさひし）		
	勝浦市（かつうらし）		
	流山市（ながれやまし）		
	鴨川市（かもがわし）		

	君津市（きみつし） 富津市（ふつつし） 袖ヶ浦市（そでがうらし） 南房総市（みなみぼうそうし） 匝瑳市（そうさし） 香取市（かとりし） いすみ市（いすみし） 栄町（さかえまち） 神崎町（こうざきまち） 横芝光町（よこしばひかりまち） 睦沢町（むつざわまち） 長生村（ちょうせいむら） 長南町（ちょうなんまち） 大多喜町（おおたきまち） 御宿町（おんじゆくまち） 鋸南町（きよなんまち）		
東京都	大島町（おおしままち）	9 月 21 日 (9 月 21 日)	
神奈川県	<u>三浦市（みうらし）</u>	<u>9 月 20 日</u> <u>(9 月 30 日)</u>	
	<u>横須賀市（よこすかし）</u>	<u>9 月 21 日</u> <u>(9 月 30 日)</u>	

<参考 URL> <https://www.bousai.go.jp/pdf/260930-2.pdf>

以上